

記 録

令 和 8 年 1 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和8年1月30日（金）

記 録

令和8年1月農業委員会定例総会議事録

令和8年1月農業委員会定例総会を令和8年1月30日（金）午後3時00分から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	甲斐英教	4番	前川ふじ子
5番	平野直樹	6番	山本孝志
7番	海野善文	8番	鈴野浅夫
9番	治田健	10番	松木親則
11番	山本恵子	12番	黒木耕作
13番	池田慶子	14番	新名浩

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（16名）

15番	岩田政詞	16番	黒木義行
17番	橋口泉	18番	菊田泰徳
19番	佐藤力	20番	田代百合子
21番	河野美紀	22番	黒木博
23番	海野茂実	24番	伊東松実
25番	溝口一文	26番	黒木藤市
27番	黒木敬治	28番	黒木豊喜
29番	山口佐知男	30番	児玉克朗

欠席委員（0名）

事務局出席者

事務局 長	寺原君保	事務局 長 補 佐	柏田高宏
主任 主 事	黒木信介	主任 主 事	井本 彩

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

3番 甲 斐 英 教

4番 前 川 ふ じ 子

日程第2

- | | |
|--------|--|
| 議案第 1号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第 2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第 3号 | 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請について |
| 議案第 4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第 5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について |
| 議案第 6号 | 非農地証明願いについて |
| 議案第 7号 | 農地のあっせん申出について |
| 報告第 1号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について |
| 報告第 2号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 報告第 3号 | 非農地証明願いについて（市街化区域） |
| 報告第 4号 | 基準農地及び標準農地の調査に係る土地精通者選任について |
| 報告第 5号 | 農地転用許可申請後の許可状況報告について |

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

3 番

4 番

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 ただ今から、令和 8 年日向市農業委員会 1 月定例総会を開会します。
 日程第 1 議事録署名委員については、3 番甲斐英教委員、4 番前川ふじ子委員を指名します。よろしくお願ひします。
 次に、日程第 2 議案審議に入ります。
 最初に、議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 1、土地の所在地は東郷町山陰、畑が 4 筆で 1, 3 4 5 m²です。売買による所有権移転で、所有権移転後は果樹や野菜、花きを作付けされると伺っています。
 受付番号 2、土地の所在地は富高、田が 1 筆で 7 3 7 m²です。売買による所有権移転で、現況は畑となっており、現在栽培されている果樹をそのまま管理されると伺っています。
 受付番号 3、土地の所在地は平岩、田 1 筆、畑 7 筆で 1, 7 9 7 m²です。贈与による所有権移転で、所有権移転後は野菜や果樹を栽培されると伺っています。
 全て農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
 以上 3 件、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 番号 1 担当の 1 7 番委員から補足があれば説明をお願いします。

1 7 番委員 1 7 番委員です。譲渡人、譲受人双方に話を伺いましたが、問題はないと思います。

議長 次に、番号 2 担当の 1 8 番委員から補足があれば説明をお願いします。

1 8 番委員 1 8 番委員です。事務局の報告どおり、特に問題ございません。

議長 次に、番号 3 担当の 2 5 番委員から補足があれば説明をお願いします。

2 5 番委員 2 5 番委員です。事務局の報告どおり、特に問題ありません。以上です。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、ご意見等
 はないでしょうか。
 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 1 号については許可することに決定します。

次に、議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 1、土地の所在地は富高、田が 1 筆で 1 5 9 m²です。転用目的は物置とありますが、農業用倉庫と修正をお願いします。追認とありますように、既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、5 0 年ほど前に亡祖父が農機具等を保管するために建築されたとのことで、始末書も提出されています。

記 録

- 事務局 雨水は敷地内自然浸透及び南側道路側溝へ接続して排水しており、汚水はありません。敷地内はコンクリート舗装されており、周辺農地とは河川で分断されているので、農地への影響はありません。既に転用済みであり、一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、立地基準も満たしていると考えられます。
以上1件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 番号1担当の18番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 18番委員 18番委員です。事務局の報告のとおり、特に問題ありません。
- 議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はありませんか。
特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号については承認することに決定します。
次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 受付番号1、土地の所在地は塩見、畑が1筆で211㎡です。当初被承継者が車庫と物置を建築する予定でしたが、資金不足のため建設せず娘夫婦が隣接地と併せて個人住宅建設及び駐車場として計画変更するものです。
以上1件、皆様のご審議をお願いします。
- 議長 事務局から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はありませんか。
ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号については承認することに決定します。
ここで休憩します。
- 事務局長 議案第4号の番号3は、委員案件となっております。1番股野満男委員は、ご退室をお願いします。
- 議長(会長代理) 再開します。
次に、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号3についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 受付番号3、土地の所在地は美々津町、田が78筆、畑が4筆で87,041㎡です。売買による所有権移転及び賃貸借権設定で、転用目的は食鶏処理加工施設の建設です。現在稼働中の工場は海岸線から約100mの距離にあるため潮風による塩害が鉄骨まで及んでいるため高度な修繕が必要な箇所も増え、生産ラインを部分停止して作業することもあり、近く稼働60年目を迎えるにあたり、長期停止なしでの継続稼働は困難であるため、新工場建設を決定しました。新工場の立地選定理由としては食用鶏生産者に近いこと、用水の確保が可能なこと、従業員が転居せず通勤可能なこと等、これらの条件を満たす申請地を新工場建設地に選定しています。
現工場では従業員約480人、1日あたり加工量84,000羽のところ、

記 録

事務局	<p>新工場では従業員約590人、1日あたりの加工量120,000羽を予定しています。契約農家全体の年間飼養羽数は、現状の約2,242万8千羽から約3,108万羽へ、約870万羽の増加が見込まれます。</p> <p>用水は既存井戸に加え敷地内に新井戸を掘削し、二系統で安定供給を行い、排水は雨水を調整池に集めて河川へ放流し、事業排水は合併浄化槽で処理後、日向灘へ放流します。</p> <p>新工場稼働後、現工場は更地にし、土地の賃貸借等で有効活用します。</p> <p>隣接農地は水稲や野菜が作付けされている第1種農地ですので、工事期間中は安全対策として敷地外周に高さ1.5mの仮囲いを設置し、風向き変化を防ぎ作物への影響を抑えます。工事前トラックは出入口で洗車し、粉塵対策を徹底、工事中は場内の仮設道のみ走行し、工場稼働後は鶏運搬車両に防塵ネットを全面設置し、工場西側の生鳥ホームには高さ5mの防塵ネットを設置します。工場南側には2mの緩衝帯と高さ1.5mのフェンスを設け、騒音・粉塵対策を行います。高い防塵ネットは風向き変化による農作物への影響を防ぐため設置しません。</p> <p>事業費総額に見合う資力の証明も提出されていることから、許可後には事業計画に沿って転用されることが見込まれるので、一般基準を満たしていると考えられます。また、昨年農振農用地から除外手続きを行ったので第1種農地に区分されますが、第1種農地の不許可の例外、つまり許可できる場合として農畜産物処理加工施設が規定されています。この案件につきましては、こちらの規定に基づき立地基準を満たしていると考えられます。</p> <p>以上1件、皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長(会長代理)	<p>番号3担当の21番委員から補足があれば説明をお願いします。</p>
21番委員	<p>21番委員です。問題ありません。</p>
議長(会長代理)	<p>事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号の番号3については承認することに決定します。</p> <p>ここで休憩します。</p>
事務局長	<p>1番股野満男委員は、ご入室をお願いします。</p>
議長	<p>再開します。</p> <p>次に、番号1及び2について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号1、土地の所在地は塩見、田が3筆で217㎡です。賃貸借権の設定で、転用目的は自社駐車場です。議案書に追認とあり既に転用済みです。申請人にお話しを伺ったところ、申請地が農地であることを知らずに20年ほど前から賃借人が自社駐車場として利用していたということで始末書が提出されています。</p> <p>既に転用済みで新たな資金は発生しないため一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当しているため立地基準も満たしていると考えられます。</p> <p>受付番号2、土地の所在地は塩見、畑が2筆で450㎡です。売買による所</p>

記 録

- 事務局 有権移転で、転用目的は個人住宅建設及び駐車場です。雨水は敷地内自然浸透及び既存側溝へ接続し、汚水は浄化槽設置し、既存側溝へ接続して行います。資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し立地基準も満たしていると考えられます。
以上2件、皆様のご審議をお願いいたします。
- 議長 番号1担当の26番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 26番委員 26番委員です。昨日、事務局と担当委員の方と現地を確認しましたが、特に問題はありません。
- 議長 番号2担当の19番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 19番委員 19番委員です。別に問題ありません。
- 議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はありませんか。
特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号の番号1及び番号2については承認することに決定します。
次に、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画についてであります。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 番号1、土地の所在地は富高、田が1筆で1,521㎡です。新規での賃貸借権の設定で、期間は令和8年3月1日から5年で、賃料は10,000円で、水稻を作付けされると伺っています。
番号2、土地の所在地は塩見、畑が3筆で4,173㎡です。新規での賃貸借権の設定で、期間は令和8年3月1日から3年1ヶ月で賃料は25,200円で、露地野菜を作付けされると伺っています。
番号3、土地の所在地は平岩、畑が8筆で1,638.13㎡です。新規での賃貸借権の設定で、期間は令和8年3月1日から2年で賃料は16,380円で、果樹を作付けされると伺っています。
番号4、土地の所在地は富高、田が1筆で1,186㎡です。配分のみの設定で、期間は令和8年3月1日から1年、水稻を作付けされると伺っています。
番号5、土地の所在地は富高、田が9筆で6,459㎡です。配分のみの設定で、期間は令和8年3月1日から1年8ヶ月で賃料は玄米191kg、水稻を作付けされると伺っています。
番号6、土地の所在地は富高、田が3筆で1,752㎡です。新規での賃貸借権の設定で、期間は令和8年3月1日から5年で賃料は10,600円、水稻を作付けされると伺っています。
以上6件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 事務局から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はありませんか。
特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

記 録

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号については原案のとおり承認することに決定します
次に、議案第6号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号29、土地の所在地は東郷町八重原、田が2筆で637㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。
受付番号1、土地の所在地は平岩、田が9筆で1,654㎡です。申請地は山林となっており、証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。
以上2件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号29担当の24番委員から補足があれば説明をお願いします。

24番委員 24番委員です。昨日、現地を確認をいたしました。証明内容どおりでございます。別に問題はないと思います。以上です。

議長 番号1担当の30番委員から補足があれば説明をお願いします。

30番委員 30番委員です。昨日、現地を調査をいたしました。もう、完全に山林です。問題はないと思います。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、質問、ご意見等はありませんか。
特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第6号については証明書を交付することに決定します。
最後に、議案第7号農地のあっせん申出についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号1、土地の所在地は美々津町、合計7筆で5,282㎡です。所有者である申出人より貸したい、売りたいということであっせんの申出がありました。
以上1件、皆さまのご審議をお願いします。

議長 ここで、農地部会長から報告をお願いします。

農地部会長 農地部会長です。総会の前に農地部会を行いました。その中で、すぐすぐは見つからないだろうという話になりました。そこで、あっせん委員を地元の20番田代百合子委員、22番黒木博委員にお願いするということになりました。また、この場所は市民農園等で活用もできるのではないかと見立てもありますので、委員の中でそういう話があるとか、そういうことがあれば紹介していただくと良いかなと思います。以上です。

議長 事務局から説明があり、また、農地部会長から報告のありました本案件につ

議長 いて、質問、ご意見等はございませんか。
 特にないようですので、お諮りします。あっせんの申出を承諾し、20番田代百合子委員、22番黒木博委員をあっせん委員とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号については、農地のあっせんに取り組むことに決定します。あっせん委員には御苦勞ですが、よろしくをお願いします

以上をもちまして、議案の審議を終了します。

続きまして、報告第1号から5号までについて、事務局長から報告をお願いします。

事務局長 最初に、報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてです。議案書47ページから51ページまでです。

届出件数は5件、土地は田2筆、畑7筆で面積は3,792㎡です。

転用目的につきましては、個人住宅等であります。

次に、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。議案書別紙52ページから53ページまでです。

通知件数は1件、所有権の移転に係る合意解約であり、土地は畑2筆で面積は5,393㎡であります。

次に、報告第3号市街化区域に係る非農地証明願いについてです。

議案書54ページから56ページまでです。

届出件数は1件、土地は畑3筆で面積は536㎡であります。10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として活用することが困難な土地であることを確認し、証明書を交付しました。

次に、報告第4号基準農地及び標準農地の調査に係る土地精通者選任についてです。

議案書57ページから60ページまでです。

税務課から令和9年度評価替えの基礎資料を作成するため、3年に1度行われる同調査について土地精通者の選任依頼がありました。それぞれの基準及び標準農地に該当する農地利用最適化推進委員について回答したところであります。

以上、報告第1号から報告第4号について、既に事務局で届出を受理し、専決処分していることを御報告いたします。

最後に、報告第5号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書61ページから62ページまでです。

令和7年11月の定例総会で可決した第5条申請2件について、県知事から許可が下りていることを御報告いたします。以上となります。

議長 事務局長からの報告案件について、質問、ご意見等はございませんか。

特にないようですので、報告案件を終了します。

以上をもちまして、令和8年日向市農業委員会1月定例総会を閉会します。